

クマ出没対策を実施します

令和3年7月に発生したクマによる人身被害を踏まえ、令和4年7月をクマ被害防止強化月間として赤城南麓の出没や目撃情報があった地区を重点地区としてパトロールを行いました。令和5年度も継続して市民への注意喚起のための対策を実施します。

1 監視強化と対応

(1) 期間

令和5年7月3日（月）から10月31日（火）まで

(2) 対象地区

芳賀、大胡、宮城、粕川及び富士見の5地区

(参考)

地区別目撃情報件数

	芳賀	大胡	宮城	粕川	富士見	計
令和3年度	0	0	8	8	2	18
令和4年度	0	0	5	4	1	10
令和5年度	0	0	7	1	3	11
計	0	0	20	13	6	39

令和3年度、宮城地区8件のうち2件は人身被害。

令和5年度、6月4日現在の状況

(3) 未然防止対策

ア) 市職員（公用車）によるパトロール

月・水・金曜日：農政部、農業委員会事務局、4支所職員

イ) 猟友会による見回りの強化

わな見回り時にクマの痕跡や足跡等の発見に努める



ウ) IOTカメラによる監視

クマが被写体として撮影された場合は、速やかに情報発信

エ) まえばしシティエフエム、前橋市公式LINEによる発信

(4) 出没時の対応

ア) 市、警察、猟友会による現地パトロール（一定期間継続して巡回）

イ) 近隣の学校、保育所等への連絡（おれんじメール等により出没地区の児童保護者等へ注意喚起）

ウ) 出没や目撃、痕跡情報を「まちの安全ひろメール」等で情報発信、前橋市HP「クマの出没」マップに掲載

エ) 出没場所等に注意喚起掲示物を設置

オ) クマが住宅地に出没した場合、上記ア) からエ) の他に、

警察…交通規制、防災危機管理課…市民へ情報提供（防災無線）、市民協働課、4支所…自治会へ情報提供、
消防…地元分団とパトロールを実施

【猟友会】



【IOTカメラに撮影されたクマ】



【注意喚起掲示物】



(5) パトロール隊出発式

ア) 日 時：7月3日（月）15：00

イ) 会 場：宮城支所

ウ) 参加者：群馬県、警察、猟友会、市の関係者

2 緩衝帯の整備

手入れがされていない草木や立木等の間伐、伐採を行い、見通しを良くすることで野生鳥獣の潜み場をなくし、住宅地や農地への出没や侵入を抑制する。

(1) 令和5年度予定

柏倉町地内 面積は概ね 105,000 m²程度を予定

(参考) 令和4年度実績 粕川町室沢地内2箇所、柏倉町地内1箇所 延べ140,657 m²

令和3年度実績 苗ヶ島町地内2箇所 延べ121,874 m²

【緩衝帯整備前】

【緩衝帯整備後】



3 ドローンを活用した鳥獣対策の研究

大型野生動物対策として、県ではドローンの活用を検討している。ドローンは今後活用の場面が増えると考えられることから、鳥獣対策における活用施策を研究する。

担当 農政課有害鳥獣対策係
担当者 関川・中島
電話 027-225-7105